

業務委託契約書

Venus（森本恵理）（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、甲が乙に対して業務を委託する取引に関し、その基本的事項について、次の通り業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 業務内容

甲が乙に対して委託する業務（以下、「委託業務」という）の内容は、次のとおりとする。
日本ボディビルフィットネス連盟(以下、JBBFという)登録選手のボディカラーリングに関する業務

第2条 基本的施術内容

乙は、JBBF登録選手のボディカラーリング公認サロンとして甲（Venus）の指導に基づき主催大会及び都道府県大会のカラーリング容認大会の施術を行う。

第3条 禁止事項

選手からの希望があってもボディカラーリング以外の違反行為を行うことなく、判断に迷う場合は、甲に連絡の上、協議するものとする。

第4条 通知

乙は、JBBFの各大会前日までに、カラーリング施術者リストと施術料金を国際カラーリング協会（IBCA）事務局に連絡し、施術選手には所定の証明書にサロン印を捺印の上渡す事。

乙は、上記委託業務を行うにあたり、各種トラブルが生じた場合、速やかに甲に連絡を行う事。

第5条 受託手数料の支払い

乙は、ボディカラーリングを受託したJBBF選手の売り上げを各月末に集計し、1人につき2200円を翌月10日迄に、受託手数料として甲の指定する銀行口座宛に振込にて支払うものとする。なお振込手数料は、乙の負担とする

振り込み先
PayPay 銀行ビジネス営業部 005
普通 4935250
ボディカラーリングサロン Venus
森本恵理

第6条 契約期間

本覚書の契約期間は、署名捺印から1年間とする。但し、同期間の終了の1カ月前までに、延長しないとする申入れが甲乙いずれからもない場合は、以後は自動更新とする。

第7条 契約の解除

甲及び乙は、相手方が次に該当するときには直ちに契約を解除することができる。

1. 本契約の各条項に違反又は故意に虚偽の報告をした場合。
2. 乙が受託手数料、取扱商品の支払いを滞ったとき。
3. 乙が営業を停止、あるいはサロンを閉鎖した場合。

第8条 出張カラーリングについて

都道府県を渡って施術を行う場合は甲の許可のもと、同じ地域、もしくは近隣のサロンを考慮して行うものとする。

第9条 損害賠償

甲及び乙は、本契約の違反により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所：大阪市城東区放出西 3-13-33
サロン名（氏名）：Venus 代表 森本恵理

乙 住所：

サロン名（氏名）